

障害基礎年金を受給される方、国民年金保険料の免除・猶予申請を行う方は必ず所得の申告をしましょう！

障害基礎年金を受給されている方は、前年の所得額に応じて年金の一部または全額支給停止されることがありますが、所得税の確定申告または住民税の申告が行われていない場合、審査ができないため所得額にかかわらず年金の支給が停止されることがあります。

平成23年(1月から12月)の所得額が、たとえ「0円」であっても必ず申告を行ってください。

▶ 障害基礎年金受給者(平成23年度の支給額)

1級 986,100円・2級 788,900円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超過すると一部または全額支給停止となります。

所得制限限度額一覧表(一部抜粋)

年金の種類	具体例	全額支給される所得限度額
障害基礎年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	3,604,000円以下

扶養親族および特別扶養親族の人数によって限度額が異なります。

国民年金保険料の免除および若年者納付猶予・学生納付特例についても、前年所得が審査要件となりますので、平成23年の所得が「0円」であっても必ず確定申告を行ってください。

平成24年1月から6月までの保険料については、前々年の所得により審査されます。

審査対象者一覧表(一部抜粋)

免除・猶予の種類	扶養親族等が0人の場合の限度額	審査対象者		
		被保険者	配偶者	世帯主
全額免除	570,000円以下			
3 / 4 免除	780,000円以下			
半額免除	1,180,000円以下			
1 / 4 免除	1,580,000円以下			
学生納付特例制度	1,180,000円以下			
若年者納付猶予制度	570,000円以下			

注1: 天災、震災、風水害、火災などの災害被害者で財産の概ね1/2以上の損害を受けた場合および失業者については、納付が困難と認められると前年所得額によらず審査されます。

注2: 平成24年1月2日以降に南富良野町に転入された方・・・申請時に前住所地の所得証明書が必要

平成24年1月2日以降に南富良野町から転出された方・・・申請時に南富良野町の所得証明書が必要

注3: 一部免除(3/4・半額・1/4)対象期間のうち、納入しなければならない保険料を期間内(2年以内)に納付しなければ、未納となります。

毎年、未申告の方が見受けられます。障害基礎年金を受給されている方または免除申請を予定されている方は、必ず申告するようお願いいたします。

問い合わせ先

国民年金に関することは・・・総務課(戸籍年金係) ☎ 52 2144

所得税の確定申告および町道民税の申告に関することは・・・総務課(税務係) ☎ 52 2101

広報みなみふらの

お知らせ版

2012.3.1

No.252

南富良野町長選挙 立候補事務手続説明会

4月22日に行われる南富良野町長選挙にあたり、立候補の事務手続と留意事項について説明会を開催します。立候補を予定されている方、また、責任者となられる方はご出席ください。

と き 3月27日(火) 午後1時30分から

ところ 役場大会議室

その他 立候補届出書類の受領のため印鑑をご持参ください。

問い合わせ先 町選挙管理委員会事務局(役場内) ☎ 52 2112